

○財務省告示第二百五十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年八月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びその 十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第三条第一項並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

用等 律（平成十三年法律第七十五号。

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 法 入
 札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 札 格 ・ 別 債 札 格 決
 発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 定
 行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 の

発 別 に ご 務 後 格 競
 行 参 よ と 大 に 競 争
 一 加 る に 臣 行 争 入
 と 者 発 応 が わ れ 札 発 行
 い ・ 行 募 各 れ の 行
 う 第 (限 度 債 入 募 一
) II 以 下 額 市 札 入 一
 非 一 国 債 場 特 決 定
 価 一 債 市 場 特 参 加
 格 競 争 入 場 の 者 財
 札 特 の 者 財 た 価

込 募 各 当 も 各
 み 限 国 て の 申
 の 度 債 る か 込
 応 額 市 。 ら み
 募 額 場 特 の う
 額 を 割 内 参 加 者 各 の 申
 り 割 り 当 て る 。 各 申

条 の な 億 つ 定 う 額
 第 発 財 四 い に ち 面
 一 行 源 の の 五 は づ 財 額
 項 の 特 確 万 、 き 政 法 八
 規 例 保 を 、 面 行 第 千
 定 に 関 図 財 金 し た 条 第 百
 基 づ る 法 の 公 必 十 債 の
 づ き 法 律 第 三 債 要 八 規
 行 三 債 要 八 規

十四	十三	十一	九	八
初期 利子	の経利入 払過札格 込利発競 み子率行 争非者	入価・別 札格第参 競II加場 争非者特 国債及 争入札 競格第I 加場	振額最 替額面 単位金	行 最低 額面 金
<p>し 払 平 た 期 成 金 と 二 額 し 十 を 、 九 支 次 年 払 の 十 う 算 二 。 式 月 た に 二 だ よ 十 し り 日 、 算 を 支 出 支</p>	<p>募入○ 込金決・ 額にの六 加え知セ 、を受ン のけた者 号にには とに規よ す規よ</p>	<p>額 額 平 面 上 成 金 の 二 百 それ 十 円 ぞ れ 九 に づ の 年 つ き 心 八 き 百 募 月 百 円 価 二 円 八 格 十 八 十 五 四 八 日</p>	<p>す 額 の 振 。 整 載 替 数 又 は の 倍 の 記 法 の 録 は 規 金 額 定 に による よ 最 振 る も 替 の 額 口 と 面 座 金 簿</p>	<p>五 万 円</p>

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{65}{365}$$

十五
十六
十七
十八
十九
二十

第二期以後の利子
償還期限
償還金額
元利支
払場所
入札参加
者
払込期日

払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を以て、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成四十九年六月二十日
額面金額百円につき百円

財務大臣から通知を受けた者

平成二十九年八月二十四日